

中央市特別工業地区建築条例による建築物の用途制限の概要

※比較表

用途地域内の建築物の用途制限 ○建てられる用途 ▲規制あり ×建てられない用途		準 工 業 地 域	特 別 工 業 地 区	備 考
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ 建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	非住宅部分の用途制限あり
店 舗 等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、 500㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を越え、 10,000㎡以下のもの	○	×	
	店舗等の床面積が10,000㎡を越えるもの	○	×	
事 務 所 等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、 500㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を越えるもの	○	○	
ホテル、旅館		○	○	
遊 戯 施 設 ・ 風 俗 施 設	ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ 練習場、バッティング練習場等	○	○	
	カラオケボックス等	○	×	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場等	○	×	
	劇場、映画館、演劇場、観覧場、ナイトクラブ等	○	×	
	キャバレー、料理店等、個室付浴場等	▲	×	▲個室付浴場等は除く
大規模集客施設(床面積の合計が10,000㎡を超える 劇場、映画館、店舗、飲食店、展示場、遊技場等)		○	×	劇場、映画館、演劇場又は観覧場は 客席部分に限る

用途地域内の建築物の用途制限		準工業地域	特別工業地区	備考
○建てられる用途	▲規制あり			
×建てられない用途				
病院・施設・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	
	図書館等	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	
	病院	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	
	自動車教習所	○	○	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	○	○	
	建築物附属自動車車庫	○	○	
	倉庫業倉庫	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	○	×	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	▲	法別表第2(ぬ)項第3号(同号(6)に掲げる事業を除く。)に掲げる建築物
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	
	自動車修理工場	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○
量が少ない施設		○	▲	法別表第2(ぬ)項第4号に掲げる建築物(令第130条の9第1項の表中(一)及び(二)に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物にあつては、法別表第2(と)項第4号に掲げる建築物。)
量がやや多い施設		○	▲	
量が多い施設		×	×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要		